

平成29年6月9日

芦屋市長 山中 健 様

芦屋市行政不服審査会
会長 曾和 俊文

答申書の交付について

行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく下記の諮問について、別紙答申書を交付します。

記

諮問番号：平成28年（処分）諮問第1号

事件名：オーダーメイドの車椅子の作成に伴う補装具費の支給に関する却下決定処分取消請求事件

諮問番号：平成28年度（処分）諮問第1号

答申番号：平成29年度（処分）答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

芦屋市長による、審査請求人に対するオーダーメイドの車椅子の作成に伴う補装具費の支給に関する却下決定処分（芦福障第726号。以下「本件処分」という。）についての審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

(1) 兵庫県立身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）の判定について

ア 介護保険の既製品のレンタルで対応可能と言われ、オーダーメイドの車椅子を自費で作成するしかなかった。

イ 判定は、3年も前の平成25年11月12日付けの身体障害者診断書・意見書（肢体障害用）の記載事項を基に行ったものなのか。

(2) 更生相談所の判定結果を基に本件処分が行われたことについて

わずか5～6分程度の相談では、オーダーメイドの車椅子が必要かどうかの身体状況や適合を判断できるものではない。その更生相談所の判定結果を基に芦屋市長が本件処分を行ったことは、妥当でない。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

(1) 更生相談所の判定について

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第76条第1項の規定に基づく補装具費の支給を行うオーダーメイドの車椅子の必要性については、身体障害者に関する専門的な知識及び技術を有する更生相談所の判定に基づき判断することとしている。

更生相談所においては、専門的な知識や技術を持つ医師、身体障害者福祉司及び理学療法士が本人の身体状況に適合しているかについての判定

に携わっているため、その判定結果は妥当なものである。

イ 判定については、「補装具費支給調査書（車椅子）」及び平成27年12月16日実施の更生相談所での補装具等相談を基にしており、平成25年11月12日付け身体障害者診断書・意見書（肢体障害用）の記載事項を基に判定を行っているわけではない。

(2) 更生相談所の判定結果を基に本件処分が行われたことについて

障害者総合支援法第76条第3項及び同法施行規則第65条の8第1項の規定により「市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、身体障害者福祉法第9条第7項に規定する更生相談所の意見を聴くことができる。」とされている。

オーダーメイドの車椅子の作成に伴う補装具費の支給の要否を判断するに当たり、本市においては、更生相談所に本人の身体状況に適合しているかについての判定を求め、その判定結果を基に補装具費の支給の要否を決定している。

本件処分は、更生相談所の判定結果を踏まえ、審査請求人の身体状況では、オーダーメイドの車椅子の作成に伴う補装具費の支給対象には当たらないと判断したため行ったものである。

また、障害者総合支援法第7条には「自立支援給付（補装具費の支給）に相当するものを受け、又は利用することができるときは政令で定める限度において、行わない。」とあり既製品の車椅子については、介護保険法第8条第12項の規定により貸与が可能な福祉用具であるため、障害者総合支援法第76条第1項の規定に基づく補装具費の支給を行うことはできない。

第3 審理員意見書の要旨

1 意見

本件審査請求を棄却するのが相当である。

2 理由

(1) 更生相談所の判定について

更生相談所の判定は、補装具等相談の結果、兵庫県立身体障害者更生相談所長が行った判定であり、芦屋市長は、更生相談所の判定の決定に関与できる立場にはない。更生相談所においては、専門的な知識や技術を持つ医師、身体障害者福祉司及び理学療法士が本人の身体状況に適合しているかについての判定に携わっているため、更生相談所の判定結果を妥当なものと判断することが相当と考えて、芦屋市長が本件処分を行ったことについては、特に違法又は不当な点はない。

また、障害者総合支援法第7条では「自立支援給付（補装具費の支給）に

相当するものを受け、又は利用することができるときは政令で定める限度において、行わない。」と規定している。また、介護保険法第8条第12項の規定は、既製品の車椅子について、福祉用具として貸与する旨を規定しており、審査請求人は、介護保険第2号被保険者であり、介護保険法に基づく福祉用具の貸与が優先される。

(2) 更生相談所の判定結果を基に本件処分が行われたことについて

障害者総合支援法第76条第3項及び同法施行規則第65条の8第1項では「市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、身体障害者福祉法第9条第7項に規定する更生相談所の意見を聴くことができる。」と規定している。これは、身体状況に適合した補装具費の支給について専門的な知識を持たない市職員では、補装具費の支給の適否についての判断を行うことが困難であるときに、更生相談所の意見を聴き、その結果を基に補装具費の支給を決定することができることを定めている。よって、芦屋市長が、更生相談所の判定結果を基に、補装具費の支給の適否を判断することについては、特に違法又は不当な点はない。

第4 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
平成29年2月28日	諮問書の受理
平成29年3月30日	審議
平成29年4月6日	兵庫県立身体障害者更生相談所長に対し、陳述を依頼 審査請求人代理人に対し口頭意見陳述の申立てについて照会
平成29年5月15日	審議
平成29年6月9日	審議

第5 審査会の判断の理由

審査会は、審査請求人の主張及び審理員意見書等を検討した結果、次のように判断する。

1 補装具費の支給について

- (1) 補装具費の支給については、障害者総合支援法第76条第1項に規定されており、同法第76条第3項及び同法施行規則第65条の8第1項において更生相談所に意見を聴くことができる旨が規定されている。
- (2) 芦屋市長は、補装具費の支給の要否を判断するに当たり、更生相談所に

本人の身体状況に適合しているかについての判定を求め、その判定結果を基に補装具費の支給の要否を決定している。

2 本件処分について

- (1) 芦屋市長が本件処分の判断の基とした平成27年12月24日付け身相第1387号「補装具等相談・判定結果について」において、「判定の結果、現状では既製品で対応可能との判断であった。」との記載があったが、既製品の車椅子で対応が可能である理由については具体的な記載がなかったため、当審査会から行政不服審査法第74条の規定に基づき、更生相談所に対し、その知っている事実の陳述を求めたところ、次のような回答があった。

ア 既製品の車椅子で対応可能と更生相談所が判断した基準について

車椅子に関する補装具費の支給判定に際しては、利用する障害者の体格、体型その他の身体状況から、特別な仕様の追加やフレーム等の改造を行う必要のない場合は既製品が適当と判断している。

イ 既製品が適当と判断した理由について

審査請求人については、芦屋市から送付された補装具費支給調査書に身長150cm、体重50kg、褥そうは現症・既往とも無い旨が記載されている。さらに審査請求人の来所時に医師が診察し、車椅子を利用するうえで特に考慮が必要な体型及び身体機能の異常は認めなかったことに加え、更生相談所が所有する既製品の車椅子に試乗させたところ特段の支障はなく操作できたことから、オーダーメイド車椅子の処方は不要であることを医学的に判断した。

ウ オーダーメイドの車椅子が必要と判断される一般的な判断基準について

既製品の車椅子では、当該障害者の体型、活動能力その他の身体状況に適合しないと認めた場合に、オーダーメイドの車椅子を支給することが必要と判断している。

- (2) 上記(1)の更生相談所の回答により、審査請求人を診察した医師がオーダーメイドの車椅子が必要な体型及び身体機能の異常を認めておらず、既製品の車椅子の試乗も行ったうえで既製品で対応可能であると適正に判断していることが確認できる。本件処分は、更生相談所の適正な判断を基に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求には理由がないため、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、審理員意見書においても指摘があったように、本件処分に至る手

続の過程において、芦屋市長は、平成27年12月24日に更生相談所からの「補装具等相談・判定結果について」を受理し、実質的には補装具費の支給申請に対する判断を行うことができる状況であったにもかかわらず、平成28年6月2日に却下決定通知書を送付していることは、適切な事務処理とは言えないため、今後の改善が必要である。

(答申を行った委員の氏名)

芦屋市行政不服審査会

会長 曾和 俊文

委員 麻木 邦子

委員 豊永 泰雄